

CLT を活用した先駆的な建築物の建設等支援 助成金交付規程

木構造振興株式会社
公益財団法人日本住宅・木材技術センター

(趣旨)

第1条 木構造振興株式会社（以下「木構振」という。）と公益財団法人日本住宅・木材技術センター（以下「住木センター」という。）は、木材産業・木造建築活性化対策事業実施要領（平成30年3月30日付け29林政産第125号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。）に基づき、実施要領第3第2項（1）CLTを活用した先駆的な建築物の建設等支援事業（以下「事業」という。）を実施するため、この規程を定める。この規程の定めるところにより、木構振は実施要領第3第2項（1）イ及びウの事業実施に必要な経費のうち第4条第1項に定める助成対象経費に助成率を乗じた金額（以下「助成金」という。）の交付を行うものとする。

(助成金の交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、実施要領第3第2項（1）イで選定された団体等（以下「実施者」という。）とする。選定は、別に定める公募要領に基づく公募により木構振及び住木センターが行い、実施要領第3第2項（1）アに規定する検討委員会（以下「検討委員会」という。）の意見を聞くものとする。また、助成金の交付決定に際し、林野庁と協議を行うものとする。

(助成金の交付の対象となる事業)

第3条 助成金交付の対象となる事業は、実施者が原則として平成31年2月20日までに実施する事業で、CLTを活用した建築物の設計・建設等の実証を行うものとする。（以下「実証事業」という。）

2 実施者が実証事業を行う上で必要となる協議会の運営費についても、助成金の交付対象とする。

(助成金の交付の対象経費及び助成率)

第4条 助成金交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）及び助成率については、第3条の各項ごとに、それぞれ別表のとおりとする。

2 前項の算定方法に特例があるものは、特例に該当するかを検討委員会において審議し、実証事業開始前に実施者に結果を通知するものとする。

3 実施者は、第1項の算定に当たって、消費税等相当額をあらかじめ減額するものとする。消費税等相当額は、課税対象経費に対し、8%として計算するものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 実施者は、実証事業の実施の前にCLTを活用した先駆的な建築物の建設等支援事

業に係る助成金交付申請書(以下、「交付申請書」という。)を木構振に提出する。交付申請書には事業の計画及び予算が分かる資料を添付することとする。

(交付申請の承認)

第6条 木構振は、前条に規定する交付申請書の提出を受け、内容が妥当と認められた場合には、当該実施者に CLT を活用した先駆的な建築物の建設等支援事業に係る助成金交付申請承認通知書(以下「承認通知書」という。)により通知するものとする。

2 実施者は、前項の承認通知書を受領した後に、実証事業に着手するものとする。

(交付申請書変更の承認)

第7条 実施者は、やむを得ない事情により交付申請書の内容を変更する場合は、木構振の承認を受けなければならない。ただし、事業予算額の30%以内の増減の変更についてはこの限りではない。

2 木構振は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付申請承認の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(概算払いの請求及び交付)

第8条 実施者が実証事業終了前に必要な経費を受けようとするときは、助成金の決定額の範囲内で、CLT を活用した先駆的な建築物の建設等支援事業に係る助成金概算払い請求書に実証事業の実施に要した経費(助成対象経費)の支払いを証明する書類(以下、「証拠書類」という。)を添えて木構振に提出することができる。

2 木構振は、前項に規定する請求があった場合、証拠書類等の内容を審査し、適正と認める場合は、当該請求に係る助成金を交付することができる。

(助成金の請求)

第9条 実施者は、実証事業を終了した際は CLT を活用した先駆的な建築物の建設等支援事業に係る助成金請求書(以下「請求書」という。)によって助成金を請求する。請求書には実証事業の実績報告及び助成対象経費を算定した書類及びその証拠書類を添付することとする。

(助成金の額の確定)

第10条 木構振は、実施者から第9条の規定による請求書の提出を受けた場合は、証拠書類等の内容を審査し、適正と認める場合は助成金の額の確定し、助成金の額の決定通知書によって通知を行うものとする。

(助成金の交付)

第11条 木構振は、請求書の内容が第5条に規定する申請書に則したものであることを認め、第10条の助成金の額の確定をした場合には、当該請求に係る助成金を当該実施者に対して交付するものとする。

(助成の中止及び返還)

第 12 条 木構振は、実施者が次に掲げる理由のいずれかに該当する場合であって、正当な理由がなく、かつ改善の見込みがないと認めるときは、助成金を支払わず、又は既に支払った助成金の全部、又は一部について返還させることができるものとする。

- (1) 実施者が、法令、本規程もしくは本規程に基づく木構振又は住木センターの指示に違反した場合。
- (2) 交付申請の承認後生じた事情の変更等により、実証事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

(助成金の経理)

第 13 条 実施者は、実証事業に係る経理については、他の事業と明確に区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。

2 前項の関係書類の保管は、事業が完了した年度の翌年度から起算して 5 年間とする。

(財産の管理等)

第 14 条 実施者は、本助成金により取得し、又は効用の増加した財産については、本事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具については、木構振の承認を受けないで助成金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできない。ただし、木構振の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、木構振が交付した助成金額を限度として、その収入の全部又は一部を返納させることがある。

(その他)

第 15 条 助成金の交付に係る手続き様式等は別途定めるものとする。

付則

この規程は、林野庁長官の承認があった日（平成 30 年 4 月 27 日）から施行する。

別表

助成対象経費の範囲及び助成率

| 区分 | 助成対象経費 ^{※1} | 助成率 ^{※2} |
|-------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| (1)CLT を活用した建築物等 の実証事業費 ①建築物の建築実証 ②建築物の設計実証 ③部材の性能実証等 | ア 需用費 イ 役務費 ウ 使用料及び賃借料 | 経費の 3/10 を上限とする。別に定める特例に該当すると判断された場合は 1/2 を上限とする。 |
| (2) 実証事業実施に伴う協議会運営費 | ア 技術者給 イ 旅費 ウ 需用費 エ 役務費 オ 使用料及び賃借料 | 経費の定額を上限とする。 |

※1 助成金の対象範囲は、助成金の適切な支出のため、支出対象を限定することがある。詳細は別に定める。

※2 助成金は助成対象経費に助成率を乗じた額とする。ただし、提案された内容について検討委員会の評価に基づき、予算の範囲内で、申請書に記載された金額及び事業計画等を総合的に考慮して決定する。